



第4条「請負に関する制限」の改正を議論

市民に疑惑の念を生じさせないようにしなければならない

昨年6月定例会で提出された地域包括医療福祉センター「ふくしあ」の備品購入問題です。この施設の家具類813点、約2千6百万円の購入を巡ってです。この購入相手先が、現職市会議員の配偶者が代表を務める法人企業であることが発端です。常任委員会では、全員賛成で議決されました。しかしその後の本会議においては、契約には問題があるとして今中議員より起立採決を求めるとなり今中議員及び共産党3議員が反対し、該当議員（除斥・一身上にかかる議案について地方自治法上採決から除外されること）、議長以外の14人の議員の賛成で可決しました。

発端となった議案とは

米原市地域包括医療福祉センター「ふくしあ」の備品購入問題です。この施設の家具類813点、約2千6百万円の購入を巡ってです。この購入相手先が、現職市会議員の配偶者が代表を務める法人企業であることが発端です。常任委員会では、全員賛成で議決されました。しかしその後の本会議においては、契約には問題があるとして今中議員より起立採決を求めるとなり今中議員及び共産党3議員が反対し、該当議員（除斥・一身上にかかる議案について地方自治法上採決から除外されること）、議長以外の14人の議員の賛成で可決しました。

問題となっている、条例等は

現行の米原市議会議員政治倫理条例

第4条 議員は、法第92条の2の趣旨を尊重し、市民に疑惑の念を生じさせないようにしなければならない。

（参考・地方自治法）

第92条の2 普通地方公共団体の議会の議員は、当該普通地方公共団体に対し請負をする者及びその支配人又は主として同一の行為をする法人の無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役若しくはこれらに準ずべき者、支配人及び清算人たることができない。

（参考・「請負」の意義）

地方公共団体に対して物件、労力などを供給することを目的としてなされる契約すべてを含むものと解する。

この事態は避けなければならぬ

自治法の解釈では「実際において、議員がそれら配偶者や子弟の請負について実質的な支配力を及ぼし、全く配偶者や子弟の請負は名目のみで、実質はその議員が請負っているのとなんら異ならないような場合もありうるのであって、このような事態も本条の趣旨から極力避けなければならない」としている。

雑感

1月10日近江公民館で消防出初式が行われました。板並の手押しポンプと泡消防車の消火のデモンストラーションが行われました。今年も災害や火災・事故のない安全・安心の米原市であってほしいものです。

議員団の今後の取組について

この議員倫理条例の制定時に、このような問題が生じた時には議員の良識により判断が望ましいとして、あいまいな条例となっていました。しかし、市民の中で疑念を抱かせるような事態が生じる結果となっており、より明確な条例にする必要があると考えています。日本共産党議員団としても、より厳格な条例化を目指します。

他の近隣市での対応

●長浜市議会議員政治倫理条例

第15条 議員並びにその配偶者及び同居の親族は、地方自治法第92条の2の趣旨を尊重し、市との請負契約の相手方なることを辞退し、・・・市民に対して疑惑の念を生じさせることがあってはならない。

●湖南市政治倫理条例

第15条 市長等又は議員は、本人及びその配偶者又は同居の親族が経営し若しくは役員している企業は・・・市民に疑念をいだかせる・・・

●東近江市議会議員政治倫理条例

第4条 議員は地方自治法第92条の2の規定の趣旨を尊重し、かつ、市民の疑惑の念を生じさせないように・・・次の行為を行ってはならない。

- (1) 資本金その他これに準じるものの2分の1以上出資すること。
- (2) その経営方針に関与すること。
- (3) 顧問料等その名目を問わず報酬を受領すること。

彦根市、守山市は米原市と同様の倫理条例をさだめています。大津市・草津市は独自の条例、野洲市は、東近江市と同様の倫理条例を定めています。

